

兵庫県立三田祥雲館高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は「自律、創造、敬愛」を校訓とし、知・徳・体をバランスよく育む人間教育を推進する中で、地域への貢献と世界で活躍する人材の育成に取り組んでいる。創立以来「探究活動」を特色とし、「スーパーサイエンスハイスクール（3期）」の指定を受けるとともに、理数教育だけでなくオーストラリア・台湾への海外研修にも力を入れ、魅力ある学校づくりを推進している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

本校は開校以来、単位制による全日制普通科として、多様性を尊重する教育を行ってきた。その一環として、「いじめは絶対に許されない」という考え方のもと、いじめの予防、早期発見、迅速な対応を組織的に行う。また、生徒会や部活動生徒らによるボランティア活動の推進と、地域住民との交流事業などにより、命の大切さや人と人の絆の大切さを育んでいく。

- ① いじめに対して日常的な生徒観察をはじめ、面談や家庭訪問などを通じて生徒理解に努める。
- ② 生徒や保護者と信頼関係を築くことを基本に、組織的に早期発見できるよう努め、迅速かつ適切に対処する。
- ③ 職員が人権感覚を磨き、あらゆる教育活動を通じて生徒一人一人を大切な存在として認める姿勢を示す。
- ④ 生徒が主体となっていじめを抑止し、人権を守る学校づくりを推進する。
- ⑤ いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。
- ⑥ いじめ防止に向けての取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行う。
- ⑦ 学校の基本方針についての説明・意見交換の機会を設け、生徒・保護者・地域住民等が関わる仕組みを構築する。
- ⑧ いじめアンケートについては、生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

ア) 校内指導体制及び関係機関

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職・教職員、それにスクールカウンセラー等専門的知識を有する関係者による指導体制を構築する。そして情報共有体制をつくり、実効性の高い取組にする。また、異校種間・学校間連携や専門機関との連携を必要に応じて行う。校内研修会を定期的実施し、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。

(別紙1)

イ) チェックリスト

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を機敏に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。SNS上のトラブル防止のため、生徒会の作成した「スマホ7か条」を活用し、情報モラル教育の充実を図る。(別紙2)

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止や早期発見のための取組、それにいじめ対応に係る教職員の校内研修といった年間の指導計画を定める。（別紙3）

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。（別紙4）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」における「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、内容を精査した上で校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

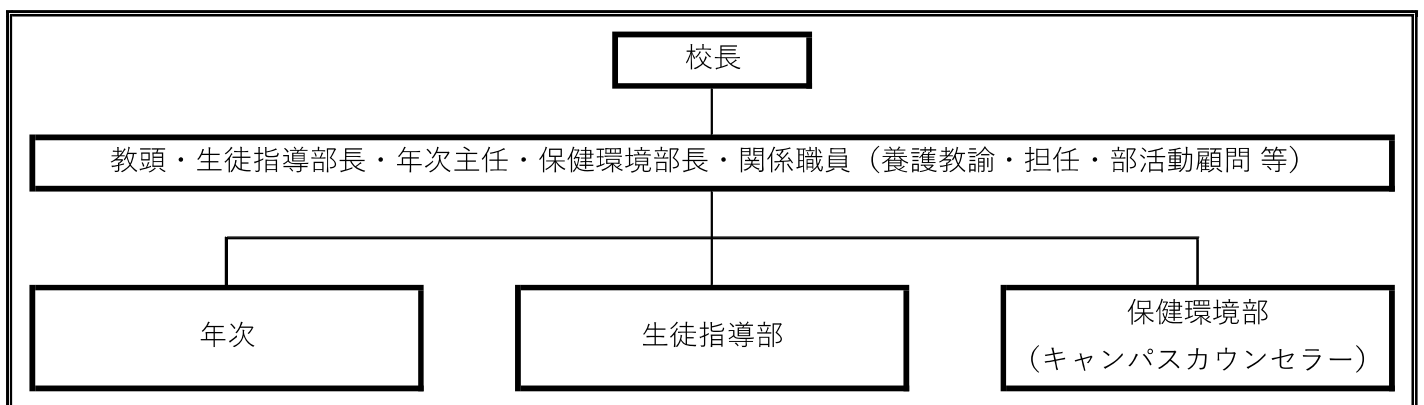
5 その他の事項

本校は、誰からも信頼される高校を目指し情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や育友会総会をはじめ、保護者会・三者面談・家庭訪問などあらゆる機会を利用し、保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。その際、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者・地域からの意見については傾聴的態度でのぞみ、問題解決をはかる。

校内指導体制及び関係機関

- ① 「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- ③ 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。また、いじめ取組状況等を学校評価の項目に位置づける。
- ⑤ 異校種間・学校間連携や専門機関との連携を必要に応じて行う。
- ⑥ 校内研修会を定期的実施し、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。
- ⑦ 年間の目標として、いじめ問題を認知したら早期の対応をとる。

< いじめ対応チームの指導体制 >



校内組織
生徒支援委員会
拡大保健環境部会
生活指導委員会
1年次
2年次
3年次

保護者・地域との連携
育友会
学校評議員会
三田警察署
三田警察署 079-563-0110
青少年育成センター
青少年育成センター 079-562-8341
三田市健康福祉部こども支援課
(家庭児童相談室)
(家庭児童相談室) 079-559-5072
阪神北青少年本部
阪神北青少年本部 0797-83-3138
三田市社会福祉協議会
三田市社会福祉協議会 079-559-5940
校区内小学校・中学校等
近隣の高等学校

※いじめ問題が発生した時には速やかに「いじめ対応チーム」を招集する

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子が残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように何かをしている

いじめられている子

- 日常の行動・表情の様子
 - ☐ わざとらしくはしゃいでいる
 - ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
 - ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
 - ☐ 顔色が悪く、元気がない
 - ☐ 早退や一人で下校することが増える
 - ☐ 遅刻・欠席が多くなる
 - ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
 - ☐ ととき涙ぐんでいる
 - ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 授業中・休み時間
 - ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
 - ☐ 一人でいることが多い
 - ☐ 変なあだ名をつけられ、からかわれる
 - ☐ 班編成の時に孤立しがちである
 - ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
 - ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 - ☐ 教職員の近くにいたがる
 - ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 昼食時
 - ☐ 一人で食事をとることが多い
 - ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
 - ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
 - ☐ 食べ物にいたずらされる
- 清掃時
 - ☐ いつもごみ捨ての当番になっている
 - ☐ 一人で離れて掃除をしている
- その他
 - ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
 - ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
 - ☐ 理由もなく成績が突然下がる
 - ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
 - ☐ 服に靴の跡がついている
 - ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
 - ☐ 手や足にすり傷やあざがある
 - ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
 - ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

スマホ7か条(兵庫県立三田祥雲館高等学校 生徒会)

- 1 **自分なりのルールを作ろう**
・使用時間が長くなり過ぎないように考えよう。・課金をするときは保護者と相談し、限度額を決めよう。
- 2 **TPOをわきまえよう**
・歩きながら、自転車に乗りながら等の「ながらスマホ」はしないようにしよう。
・交通機関や公共施設を利用する場合は、周りの人のことを考えて使おう。
- 3 **個人情報の管理をしっかりしよう**
・他人や自分の個人情報をネット上に載せないようにしよう。・写真等個人や位置情報を特定される情報を公開しないようにしよう。
- 4 **ネット上で知り合った人とは会わないようにしよう**
- 5 **悪質サイトや迷惑メールに気をつけよう**
・フィルター設定を徹底しよう。・知らないメールアドレスからのメールは開かないようにしよう。
- 6 **現実でのコミュニケーションを大切にしよう**
・会話は画面上ではなく面と向かって行おう。・画面上のやりとりは必要最低限にしよう。
- 7 **SNS等での発信に責任を持とう**
・加害者や被害者にならないように気を付けよう。・安易な拡散は絶対にしないようにしよう。
・読んだ人にとってはあなたの言葉が凶器になることがあるので送る前に一度確認しよう。

年間指導計画

年間指導計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム会議	職員研修会①	いじめ対応チーム会議	心の健康講演会	特別支援教育研修会	ピアカウンセリング	
	年間指導計画立案	要配慮生徒研修会	カウンセリングマインド研修会①	薬物乱用防止講演会			
	スマホ講演会						
未然防止に向けた取り組み	生徒指導部だより発行①	年次通信発行	生徒指導協議会による情報交換	学校評議員会①	生徒指導部長講話②	生徒指導部長講話③	
		青少年育成会議	生徒指導部長講話①	生徒指導部だより発行②			
早期発見へ向けた取り組み	カウンセリング						
	個人面談		いじめアンケート①	三者面談	三者面談	いじめアンケート②	
	拡大保健部			いじめアンケート結果報告①		個人面談	
	年次会						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対応 チーム会議	人権講演会 カウンセリング グマインド研 修会②	ピアカウンセリング		いじめ対応 チーム会議 教育相談委員会②	いじめ対応 チーム会議 今年度の反省と 次年度の課題 教育相談委員会③
未然 取り 組み に向けた	生徒指導部長講話④ 青少年育成会議	生徒指導部長講話⑤	生徒指導協議会 による情報交換 生徒指導部 だより発行③ 生徒指導部長講話⑧	生徒指導部長講話⑥	生徒指導協 議会による情 報交換 生徒指導部長講話⑦	生徒指導部長講話⑧ 学校評議員会② 生徒指導部 だより発行④
早期 発見 取り組み に向けた	カウンセリング いじめアン ケート結果報 告② 拡大保健部会 年次会			いじめアン ケート③	いじめアン ケート結果報 告③ 個人面談	

組織的対応

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・生徒からの訴え・情報提供等の情報

正確な実態把握

保護者への連絡

① 報告の流れ

情報を得た教職員

→ 担任・年次主任等

→ 生徒指導部長・教頭

→ 校長

→ 県教育委員会

② 保護者へは、正確な実態把握をした後、連絡（その後は適宜連絡）

いじめ対応チームの招集・指揮(校長)

<いじめ対応チームで緊急対策会議の開催>

① 情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解

② 調査方針及び分担を決定

③ 事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定

④ 2名以上の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告

⑤ 報告を受けた後、いじめ対応チームは、緊急対策会議で指導方針を決定し、指導体制を編成(担任・年次主任・部活動顧問・年次生徒指導係等)

⑥ 職員会議で報告、職員全体で共通理解

指導体制、方針決定

生徒への指導・支援

連絡

連携

保護者

関係機関

① いじめ解消に向けた指導

ア) いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する

イ) いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる

② 暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する

- ・ 三田警察署 079-563-0110
- ・ 青少年育成センター 079-562-8341
- ・ 三田市健康福祉部こども支援課 079-559-5072
- ・ 阪神北青少年本部 0797-83-3138
- ・ 社会福祉協議会 079-559-5940

今後の対応

- ① いじめ事案が解消された後、経過観察を行い、事後も継続指導を行う
- ② キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする
- ③ 再発防止・未然防止活動は継続していく

ネット上でのいじめへの未然防止

- ① 生徒にネットに関する正しい知識を提供する
- ② 情報モラルの指導を折に触れて行い、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは犯罪であることを生徒に認識させる
- ③ 個別面談等の機会を活用する

生命又は身体のおびやかされるような重大な事案への対応

- ① 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する
- ② 管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる
- ③ 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する